なお、同種工事(I)及び同種工事(II)の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、均等割りの10分の６以上のものに限る。)

(ｱ)　単体で申請する場合　下表に掲げる同種工事(I)及び同種工事(II)の施工実績を有すること。

(ｲ)　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　特定建設工事共同企業体（甲型）にあっては、同種工事(I)及び(II)の施工実績を有すること。

代表者は下表に掲げる同種工事(I)及び同種工事(II)の施工実績を有すること。

代表者以外の構成員は下表に掲げる、同種工事(I)又は(II)の施工実績を有すること。

(ｳ)　特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合　特定建設工事共同企業体（乙型）にあっては、下表に掲げる同種工事(I)及び(II)の施工実績を有すること。

橋梁補修改築工事を担当する場合は、同種工事(I)の施工実績を有し、土木工事を担当する場合は、同種工事(II)の施工実績を有すること。なお、橋梁補修改築工事及び土木工事の双方を担当する場合は、同種工事(I)及び(II)の施工実績を有すること。

＜同種工事＞

(I)　橋梁補修改築工事　次の①又は②の施工実績を有すること。

①　道路橋においてプレキャストコンクリート床版の新設または取替を橋梁延長100m以上実施した工事

②　道路橋においてプレキャストセグメント桁による新設または取替を橋梁延長100m以上実施した工事

(II)　土木工事　供用中の自動車専用道路において、交通規制のもとで床版取替、車線拡幅又は連絡等施設の新設を行った工事。ただし、舗装工、標識工、防護柵工、付属物等のみを施工した工事は除く。

(3)　次に掲げる基準を満たす統括責任者を建設工事に専任で配置すること。

１）統括責任者が、一級土木施工管理技士、またはこれと同等以上の資格を有し、かつ10年以上の現場実務経験を有すること。上記の「これと同等以上の資格」とは、建設業法第26条「主任技術者及び監理技術者の設置等」に記載される同法第15条第２号に該当するものをいう。

２）統括責任者が、平成11年度以降に以下の施工実績（完工）を有するものであること。

ただし、施工実績の取扱いは2(2)３）に同じ。

＜施工実績＞

主任（監理）技術者又は現場代理人として、供用中の自動車専用道路において、交通規制のもとで床版取替、車線拡幅又は連絡等施設の新設を行った工事。ただし、舗装工、標識工、防護柵工、付属物等のみを施工した工事は除く。

３）専任の統括責任者については、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術提案書提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

(4)　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任（監理）技術者を建設工事に専任で配置できること。

１）専任の主任（監理）技術者が、一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。上記の「これと同等以上の資格」とは、建設業法第26条「主任技術者及び監理技術者の設置等」に記載される同法第15条第２号に該当するものをいう。

２）現場代理人、主任（監理）技術者が、平成16年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した以下の同種工事の経験を有する者であること。ただし、施工実績の取扱いは2(2)３）に同じ。

(ｱ)　単体で申請する場合　単体の場合は、下記に掲げる同種工事(I)の施工実績を有している現場代理人及び主任（監理）技術者を配置すること。

(ｲ)　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　特定建設工事共同企業体（甲型）の場合は、共同企業体として下記に掲げる同種工事(I)の施工実績を有している現場代理人及び主任（監理）技術者を配置すること。

(ｳ)　特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合　特定建設工事共同企業体（乙型）の場合は、共同企業体として下記に掲げる同種工事(I)の施工実績を有している現場代理人及び主任（監理）技術者を配置すること。橋梁補修改築工事を担当する構成員は、同種工事(I)の施工実績を有している主任（監理）技術者を配置すること。

＜同種工事＞

(I)　橋梁補修改築工事　次の①又は②の施工実績を有すること。

①　道路橋においてプレキャストコンクリート床版の新設又は取替を実施した工事

②　道路橋においてプレキャストセグメント桁による新設又は取替を実施した工事

３）専任の主任（監理）技術者を配置する場合にあっては、競争参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、確認資料の提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

４）監理技術者にあっては、確認資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(5)　次に掲げる基準を満たす管理技術者及び照査技術者を設計業務に配置できること。

１）管理技術者

(ｱ)　管理技術者が、技術士（総合技術監理部門（建設―鋼構造及びコンクリート））若しくは、技術士（建設部門（鋼構造及びコンクリート））又はＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート部門）の資格を有する者であること。

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との旧建設大臣認定（建設経済局建設振興課）または国土交通大臣認定(総合政策局建設振興課又は建設市場整備課）を受けている必要がある。競争参加資格確認申請書提出期限までに当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の認定を受けるためには技術提案書提出日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

(ｲ)　管理技術者が、平成16年度以降の自動車専用道路における橋梁上部工設計（基本設計又は詳細設計）の実績を有すること。

２）照査技術者

(ｱ)　照査技術者が、技術士（総合技術監理部門（建設―鋼構造及びコンクリート））若しくは、技術士（建設部門（鋼構造及びコンクリート））又はＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート部門）の資格を有する者であること。

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣又は旧建設大臣の認定を受けている必要がある。ただし、ＲＣＣＭ試験合格者はＲＣＣＭ登録者と同等とする。競争参加資格確認申請書提出期限までに当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の認定を受けるためには技術提案書提出日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。